◯実務者研修養成施設の教員について

・専任教員　⇒　相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者

　教員数：（昼間・夜間課程の場合）80人以下：3人、81～120人：4人、

121～160人：5人、161～200人：6人

　　　　　（通信課程の場合）1人以上　　　　　　　　　（参考：1クラス50人以下）

・教務に関する主任者　⇒　専任教員のうち1人

　実務者研修教員講習会又は介護教員講習会の修了者　かつ　次のいずれかに該当する者。

　ア　介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

　イ　学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、指定規則別表第４の介護領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

　ウ　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第２項第４号に規定する高等学校もしくは中等教育学校の教員として、指定規則別表第４の介護領域に区分される教育内容に関し３年以上経験を有する者

　エ　法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設（＝実務者養成施設）の教員として、して規則別表第５に定める介護の基本ⅠもしくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術ⅠもしくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上経験を有する者

　オ　法附則第9条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の教員（＝特例高等学校）として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

・介護過程Ⅲの教員

　介護福祉士実習指導者講習会、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講

習に係る主任指導者養成講習もしくは指導者養成講習の修了者　かつ　次のいずれかに

該当する者。

※教務に関する主任者の条件と同じ

・医療的ケアの教員

　医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数のものを対象としたものに限る。）における指導者講習会の修了者　かつ　医師、保健師、助産師又は看護師（正看護師）の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者。